

「二条城まつり2021 夜間事業」実施に係る仕様書

1 実施期間

令和3年10月29日(金)～令和3年12月5日(日)

※事業実施時間は各日概ね午後6時から午後10時とし、本市と協議のうえ決定すること。

2 使用料

- (1) 使用料7,823,506円を納入すること。ただし、提案する実施期間や使用面積によって変動するものとする。
- (2) 使用料については、使用許可に係る通知を発した日(貸付契約の締結日)の翌日から起算して10日以内に本市に収めること。なお、既納の使用料は、原則として還付しない。
- (3) 期間中の総入場者数が72,000人を超えた場合は、その超えた分について、提案による加算額を令和3年12月28日までに納入すること。

3 実施内容等

- (1) 期間中のイベントの企画及び実施等の条件
 - ア 期間中に、京都の文化や二条城の本質的価値を感じられ、集客力、話題性のあるイベントを実施すること。また、京都市民の来場につながる内容を盛り込むこと。
 - イ 来場意欲を高める新しい催しを積極的に実施すること。
 - ウ イベントの実施にあたっては、感染症対策を講じること。感染症に関連して、会期前、会期中を問わず、国等から事業を縮小または中止するよう指導があった場合にはそれに従うこと。なお、縮小または中止に伴う費用については、本市は負担しないものとする。
 - エ 本イベントは、入場料を事業者で収入し、その入場料収入でもって、企画、告知(チラシ等の印刷を含む)、発券(販売、印刷含む)、設営・撤去、改札及び城内外の入退場者の誘導・安全管理、専用問合せ先の設置、スタッフ(トイレ等の清掃、入場券売所、警備員、タクシー乗り場の安全対策や城外駐停車対策等のスタッフを含む)の配置等実施に伴うすべての経費を賄うこと。また、来場者が使用する可能性のある消耗品(トイレトペーパーなど)については、事業者で補填すること。
 - オ 入場受付時間、入場料(発売時期、発売方法含む)、順路について、本市と協議のうえ、決定すること。
 - カ 順路は、城内の夜間営業店舗を通過することとし、その営業や眺望に配慮した照明の設置及び運営を行うこと。その他の順路については、他の事業との調整が必要であるため、本市と調整すること。なお、「本丸御殿」は使用不可とする。
 - キ 障害者等に配慮し、順路選定等を行うこと。順路上に段差等がある場合は、対策を講じること。
 - ク 券売窓口について、混雑時にも柔軟に対応できる人員を確保すること。
 - ケ 出札・改札付近及び二条城東側エントランス広場の入場券購入列等の整理に当

- たつては、元離宮二条城駐車場運營業務受託者及び二条城警備業務受託者と連携すること。また、整理に必要なベルトパーテーション等を用意すること。
- コ 演出に必要な機材は、事業者で準備・設置すること（物品調達を含む）。なお、一部、二条城事務所所有の機材（別添1参照）を使用することも可能とする。ただし、使用する照明器具の補修及び電球の取り換え費用は、事業者で負担すること。
- サ 機材の設置等に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、本市と事前に協議を重ね、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にすること。
- また、文化庁との協議を円滑に進めるため、施工図面（電気配線図含む）及び二条城への搬入搬出計画、演出等の実施内容については、着工の1ヶ月前までに必ず本市に提示すること。
- シ 開催前に、本市立会いによる演出確認を行うこと。また、マスコミ向け内覧会を行うこと。
- ス 閉場時間までに来場者が退場するよう誘導するとともに、残留者の検索を行うこと。
- セ 各日の来場者数を、その内訳（例：大人、小学生、団体、減額対象者、招待券）とともに日ごとに速やかに本市に報告すること。

（2）広報業務

効果の高い広報を行うとともに、SNSやマスメディア等を活用した独自の広報及び独自の配送先等についても提案し、実施すること。また、広報チラシ及びB1ポスターを作成すること。

4 その他、本市が必要と認める事項

- （1）実施に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、別添2及び「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の内容を踏まえた企画とすること。
- （2）各種イベント等の実施及び広報にあたっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。
- （3）各種イベントを実施するにあたり、万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。
- （4）事業者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、事業者が責任を持って行い、破損等した場合は、事業者が実費弁償すること。
- （5）電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、元離宮二条城において、過去に同種の事業実績を有する者に依頼すること。また、事前に車輛入城計画、スタッフ配置図等を本市に提出し、承認を得ること。
- （6）事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法、文化財保護法等）に関する書類作成にかかる一切のことは、事業者が行い、その写しを提出すること。
- （7）設営、機材調整、開催期間中を問わず、演出に係る音量等に配慮すること。また、事前に本市立会いによる音量確認を行うこと。

- (8) 事業終了後、速やかに報告書、明細書等を作成し、本市に提出すること。
- (9) 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うこと。
- (10) 市は、施設管理者として、施設の使用許可を停止又は中止する場合がある。使用許可の停止又は中止に伴い損失が発生した場合でも、その補償等はしないものとする。
- (11) 城内で物品を販売する場合は、事前に本市と協議し、申請書を提出すること。
- (12) 台風襲来時等、天候によって施設への影響が予想される場合は、資機材の撤去・養生等の必要な対応を行うこと。
- (13) 東南隅櫓・台所・御清所・台所前庭での企画を提案する場合は、令和3年10月21日以降の設営となることに留意すること。

(別紙1別添1)

○元離宮二条城事務所が保有する照明器具の一覧

品名	規格／品番	台数
水銀灯250W	YA54365 (安定器付)	7
水銀灯250W	NC62080BK (安定器付)	2
水銀灯100W	YA55313 (安定器付)	2
PAR36形短筒ハロゲン300W	MS-1575-02	66
PAR36形長筒ハロゲン300W	MS-1526-02	40
PAR56形ハロゲン500W	MS-1525-02	83
PAR64形ハロゲン1000W	NQ30631	7
ハロゲン85W	MS1414, 1415	211
ハロゲン100W	1492両口ハロゲン	32
スポットライト パナソニック	LW84054T	20
LEDランプ18W	YA52594B (座付)	20
LED10W	LEN-10D-ES-DBS	7
LED30W	LEN-30D-ES-DBS	4
LED50W	LEN-50D-ES-DBS	5
LED投光器	ECF0122L/SA1/DG	29
LEDスポット	NNY24003K	18
LEDスポット	LGW40120	25
LEDスポット	LGW40090LE1	15
LED電球	PARATHOM・ CLASSIC・A・WW	205

※ その他、友禅のデザインを配した足元灯(LED) 【182基】

1 事業実施に関する基本姿勢

(1) 文化財の保存及び景観保全の重要性の認識

二条城は全域が史跡に指定されており、石垣、マツ、その他の樹木や施設等は史跡の構成要素となっている。また、外堀周辺は「世界遺産 二条城」の顔となる区域であり、かつ、周辺地域に接する景観上重要な区域である。このため、業務の実施に当たっては、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払うとともに、本事業が「世界遺産 二条城」の景観保全に大きく影響することを念頭におきながら作業を行うこと。

(2) 来城者及び歩行者への配慮

二条城は多くの人々が訪れる京都を代表する文化観光施設である。また、外堀周辺は歩道と接しているため、多数の歩行者が通行する場所でもある。このため、施工等の作業に当たっては、来城者及び歩行者の安全確保のため必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら行うこと。必要な場合は交通誘導員を配置すること。

(3) 作業姿勢等

作業している姿も二条城の美しい景観を構成する要素であることを理解し、現場の養生・清掃はもとより、作業中の言葉づかい、休憩中の道具の管理など、スタッフ一人ひとりが、来城者目線できめ細やかな配慮を怠らず、取り組むこと。

2 入退城

(1) 城内での作業時間は午前8時30分から午後5時までとする。時間外に業務を行う場合は、事前に業務内容・予定時間・人員を本市に届け出ること。業務が観覧等に支障を来す場合には、本市と事前に協議のうえ、時間外に行うこと。ただし、時間外の作業は原則、午前7時30分から午後10時までとする。

(2) 入退城の際は、スタッフ証を提示し、警備員又は職員の検札を受けること。なお、業務に関係のない同伴者の入城は認めない。

(3) 車両で入城する場合は、時間帯により、以下の門において警備員又は職員の検察を受け、車両入城証を受取り入城すること。また、退城時には車両入城証を返却すること。

(入退城門、時間帯)

・東大手門：午前7時30分から午前8時30分まで

・北大手門：午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 作業等の都合により、上記時間以外に車両が入退城する必要がある場合は、事前に本市と協議すること。

(5) 車両が城内を走行する場合は、時速5キロ以下とすること。

(6) 二条城周辺での路上駐停車等は厳禁とする。

3 進行管理

- (1) 事業者は本市との連絡を密にし、委託業務の進捗を図ること。また、本市の指示に従い作業を行うこと。
- (2) 作業中は、やむを得ない場合を除き、現場責任者が必ず現場に立ち合うこと。
- (3) 作業に必要な道具、機材等は、事業者で準備すること。また、作業の実施に必要な諸手続や関係者協議等については、原則として事業者が行うこと。
- (4) 事業者は、公序良俗に反することがないように十分な注意をもって業務を実施すること。
- (5) 軽微な作業の変更を行う場合は、本市とその都度協議を行い実施すること。
- (6) 事業者は、本市の求めに応じ、業務の進捗状況をその都度報告すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。

4 安全管理

- (1) 事業者は、常に安全に留意して現場の管理に努めること。
- (2) 災害防止その他管理上必要な緊急措置については本市と協議して、適切な措置を講じること。
- (3) 二条城は、市内有数の観光施設であるため、観光客に対する安全対策を十分に講じること。観覧通路で作業する場合には、景観及び安全に配慮したバリケード等を必ず設置すること。
- (4) 作業中に来城者や歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。必要な場合は、交通誘導員を配置すること。万一トラブルがあった場合には対処すること。
- (5) 作業中は文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一文化財やその他施設を損傷した場合は、速やかに本市に報告し、その指示のもと処理し復元すること。事業者の故意又は過失により生じた損害は、全て事業者の処理及び負担とする。
- (6) 原則、火気の使用は禁止とする。
- (7) 事業者は、労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めなければならない。

5 その他諸注意

- (1) 作業に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- (2) 車両は予め指定した場所に駐車し、美観を損なうことのないようにすること。
- (3) 車両が城内の各門をくぐる場合は、誘導員を配置する等、文化財を損傷しないよう特に注意すること。なお、二の丸御殿入口前の広場は、原則として車両の進入禁止とする。
- (4) 人止め柵などの締切箇所の通行の際は、必ず後締りすること。また、人止め柵やロープはまたがないこと。通行止の通路を避けること。
- (5) 作業関係以外の建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- (6) 休憩時間中に喫煙する場合は指定の場所で喫煙すること。
- (7) 城内の施設や道具等は、本市の許可なくして使用しないこと。